

2023年(令和5年)8月12日

長野市議会議長

寺沢 さゆり 様

長野市議会議員

小泉 一真

意見書

令和5年7月28日付け5議第577号の2「審査請求に対する審査結果の報告について(通知)」に対し、長野市議会議員の政治倫理に関する条例(以下政治倫理条例と言う)第14条第1項の定める処により下記のとおり意見書を提出する。

記

1. 令和5年7月28日付け政治倫理審査会長発議長あて「長野市議会議員政治倫理審査会の審査結果について(報告)」(以下審査結果報告書と言う)は以下に述べる通り行為規範違反審査請求書(以下審査請求書と言う)に添付された証拠文書については当該証拠文書の発出者が示した新たな見解により政治倫理条例違反の事実がないことが明らかになっていること、政治倫理審査会(以下審査会と言う)の審査手続きの上で政治倫理条例に違反していること、また審査に不尽の諸点があることから、貴職の権限においてこれを審査会に差し戻し、審査のやり直しを命ぜられたい。なお係る貴職の権限の所以は、政治倫理条例第16条による。
2. 審査請求書添付証拠文書について示された発出者新見解により政治倫理条例違反の事実がないことが明らかになったこと
 - ア. 審査請求書は令和5年2月13日付けで審査請求者代表小泉栄正から議長あてに提出されたものである。
 - イ. 政治倫理条例第4条第2項は、「審査の請求をしようとする者は、審査請求書に行

為規範に反する疑いがあることを証する書類等を添えて議長に提出しなければならない」と定め、審査において証拠主義を採用することを定めている。

ウ. 審査請求書に添えられた文書は令和5年2月2日付け長野市長発議長あて「市議会議員からの更衣に関する申し入れについて」（以下証拠文書と言う）であるが、これについて発出者の長野市長は、令和5年8月12日本会議において「私としましては、職員が強い心理的負担を感じ公正に職務を執行できなくなることを危惧したために市議会との適切な関係性が築かれることを願っているという御主旨でございます」と発言している。

エ. 上項市長発言によれば、証拠文書がその結論として示す「市議会との関係性を見直さざるを得ない」等との文言は、「職員が強い心理的負担を感じ公正に職務を執行できなくなることを危惧したため」議会との関係性について言及したとの説明であり、その理由は職員の強い心理的負担と公正な職務執行の不能というそれぞれについての危惧があったためであるとしている。つまり職員の心理的負担や公正な職務執行の不能という事実があったのではなく、その可能性を問題としていることが、明らかになった。

オ. 前2項で市長という市行政の統括者の発言により「職員の強い心理的負担」及び「公正な職務執行の不能」は市行政においては事実ではなく可能性としてのみの認識であることが、審査結果報告書提出後に新たに明らかになった。然るに、審査結果報告書には次のようにこれらを事実として記載し、しかもその客観的根拠が判然としない恣意的な例が多くみられることから、審査を差し戻すことが順当である。以下に「職員の強い心理的負担」及び「公正な職務執行の不能」が事実として記載された部分を審査結果報告書から抜粋して示す。

「氏名や声を配信されたことで、対応した職員が特定されることから、これが職員のストレスとなっている。また、現在も動画が削除されていないことから、職員は自身への、又は職場への誹謗中傷につながるのではないかとの不安を感じながら仕事をしており」

「威圧的な質問ではなかったにせよ、職員は相当ストレスを感じており」

「職員に心理的負担を与え、公正な職務執行を妨げたことになる」

3. 審査手続きの政治倫理条例違反

ア. 政治倫理条例第9条第1項は、「被審査議員は、いつでも審査会に出席し、書面又は口頭により弁明することができる。」と定めている。然るに、審査においてこの規程が恣意的に歪められて運用された事実があるのは、次項以降に述べるとおりである。その結果として被審査議員は弁明を尽くすことができなかったのだから、審査を差し戻すことが順当である。

イ. 被審査議員が弁明を述べると、審査会会長は「それは意見です」等として弁明を遮り、被審査議員が弁明と意見の違いを明らかにせよと申し入れてもこれを無視した。

- ウ. 弁明は「書面又は口頭」によることができると定められているにも関わらず、弁明は書面により行えと審査会会長が命じる場面があった。
- エ. 被審査議員が弁明を始めると、午前 11 時前であるにも関わらず、午後 1 時から議会運営委員会が開催される等の荒唐無稽な理由を示し、審査会長が弁明を遮った。
- オ. 審査会会長が弁明を 10 分のみと、不当に短時間に制限した場面があった。
- カ. 政治倫理条例第 4 条第 2 項は、「審査の請求をしようとする者は、審査請求書に行為規範に反する疑いがあることを証する書類等を添えて議長に提出しなければならない」と定めており、証拠の追加については定めがない。政治倫理審査請求が濫用されないためには当然のことと言えるが、本件審査会においては、インターネット上の動画を証拠として追加採用している。

4. 審査不尽の点

- ア. 令和 5 年 3 月 17 日付けで提出した弁明書(以下本件弁明書と言う)では、「審査請求者の不適格性」、「議会事務局の偏向」及び「審査会長の偏向」を挙げたが、これらについて審査は尽くされなかった。
- イ. そもそも政治倫理条例が証拠主義を採用しているのにも関わらず、証拠調べがなされていないのは大きな問題である。証拠文書の内容の事実認定や、そこで市長の萩原健司が述べることの適否については、審査に当たる議員が印象を述べた程度で、厳格な審理が尽くされたとは言いがたい。そもそも、審査請求書に添付された証拠文書について、審査結果報告書において言及が見当たらないのは、審査請求自体に当初から無理があったことを示しており、審査として失当である。政治倫理条例の手続き上は証拠としての採用に疑問が残るインターネット上の動画についても、動画のどの表現が問題であるのかが議論されておらず、政治倫理審査の体を成していない。
- ウ. そもそも政治倫理条例が証拠主義を採用しているのにも関わらず、審査結果報告書は証拠による客観的な事実を示しておらず、審査に当たった議員の主観を述べ合う程度のもので、本来あるべき政治倫理審査の水準に達していない。

これらのことから、審査を差し戻すことが順当である。

- 5. 本件は青木島遊園地廃止問題で窮地に陥った市長萩原健司が、チェック機関である議会をその権勢の下に組み伏すことを目的とした恫喝的な証拠文書に端を発し、議長が慌てふためき易々とそれを受け入れて文書受領の翌日に議会運営委員会を開いた初動にそもそもの問題があった。議長は自らの行いを真摯に反省し、行政からの議会の独立性を保つ努力を今更ながら行うのがその使命であると心得られたい。